

**「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき措置すべき事項の公表について**

当社は、公的研究費の不正防止を目的に農林水産省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン(実施基準)」を遵守し業務に取り組みます。

**■ガイドラインに基づき運営・管理に関わる者の責任と権限**

○最高管理責任者

【職名】 代表取締役社長(危機管理対策委員会 委員長)

【責任と権限】 最高管理責任者は代表取締役社長であり、危機管理対策委員会における委員長も務める。危機管理に対する方針や対応策を定め、社員および関係者への周知徹底を指示・決定し、再発防止に努める。

○統括管理責任者

【職名】 当該事案関係部門担当役員(危機管理対策委員会 副委員長)

【責任と権限】 統括管理責任者は当該事案関係部門担当役員であり、危機管理対策委員会における副委員長も務める。危機管理対策委員会において、委員長である代表取締役社長を代行も行き、周知徹底を指示・決定し、再発防止に努める。また当該事案関係部門担当役員として業務の適正な推進も実施していく。

○コンプライアンス推進責任者

【職名】 法務・コンプライアンス部門担当役員(全社コンプライアンス責任者、危機管理対策委員会 委員)

【責任と権限】 コンプライアンス推進責任者は法務・コンプライアンス部門担当役員であり、危機管理対策委員会における委員も務める。コンプライアンス規程に基づき、全社におけるコンプライアンスに関する組織、計画、実施、維持、改善、運用、見直しに関して総括する。

**■ガイドラインに基づく対応について**

**○告発等の取扱い**

・告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む)を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。

**○危機管理対策委員会の設置及び調査**

・調査が必要と判断された場合は、危機管理対策委員会を設置し、調査(不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査)を実施する。

・不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、第三者(弁護士、公認会計士等)を含む危機管理対策委員会を設置する。

・第三者の調査委員は、当社及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。

**○調査中における一時的執行停止**

・被告発者が所属する研究部門は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。

**○認定**

・危機管理対策委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

**○配分機関への報告及び調査への協力等**

・当社は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議する。

・告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

・調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

・配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に提出する。

・調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。